

新公審査答申(情)第36号
令和8年5月21日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和7年3月14日付け、新行経第422号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和7年1月7日付け新中消消第540号の2により行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、別表の「公開すべき部分」に掲げる部分は、公開すべきである。実施機関のその余の判断は、結論として妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和6年12月27日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和6年10月16日午前11時19分前後の新潟市中央区上所1丁目における消防への通報内容や通報者に関する資料一式（以下「請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

令和7年1月7日、実施機関は、本件請求に係る対象文書を、令和6年10月16日（水）の救急搬送された「救急活動記録票」（以下「本件対象文書」という。）と特定した上で、このうち消防への通報内容や通報者に関する資料一式について個人に関する情報に該当し条例第6条に該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和7年1月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和7年3月14日、実施機関は条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。

黒塗り部分の開示を求める。

黒塗りにしている部分が全て、公開できない部分の理由としてあげている「個人に関する情報」に該当するのかが疑問が残る。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、以下のとおりである。

条例第6条第2号に基づき、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものを除き、公開としたもの。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求に対し、本件対象文書の一部が個人に関する情報に該当するとして一部公開決定を行ったところ、審査請求人から、黒塗りにしている部分が全て、個人に関する情報に該当するのかが疑問が残るとしてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件請求の背景事情について

本件請求は、日時及び町名を指定した上で、その条件に該当する消防への通報に関する資料を求めているものである。

本件請求の背景事情について当審査会において調査したところ、この通報のあった日時及び町名については、県内で発生した死体遺棄事件（以下「本件刑事事件」という。）の被害者が行方不明になった経緯のうち、当該被害者宅に関する消防への通報があったとして新潟県警察が令和6年12月17日及び同月24日に報道発表し、以降、本件請求日である同月27日までの間に複数の報道機関で報道された内容と整合することが明らかとなった。このため、本件請求は、当該被害者に関する情報を求めてなされたものと認められる。

さらに、少なくとも新聞社1社及びテレビ局1社が当該被害者の氏名を報道しており、この報道内容は、当該新聞社及びテレビ局のウェブサイト上においても掲載され、報道があつてから1年以上経過した令和8年5月18日時点においても閲覧可能であることが確認できる。

氏名を報道したのが一部の報道機関のみであったとしても、事件の特性上、地域住民から高い関心が寄せられていたことは想像に難しくなく、報道から間もなく本件

請求が行われていること等も考慮すると、本件請求日時点においては、被害者氏名が広く一般への周知に至っていたものと考えるのが相当である。

よって本件請求は、請求内容を報道内容と照らし合わせることにより、特定の個人をあらかじめ識別することができるものであって、当該特定個人に係る情報の公開を求めてなされたものといえる。

3 本件対象文書に係る存否に関する情報の取扱いの妥当性について

条例第6条の3第1項は、「実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めている。

本件請求は上述のとおり、事実上、特定の個人を名指しした上で、当該個人宅への通報に関する情報の公開を求めて行われた公開請求である。一般にこうした特定の個人に関する特定の事実に係る公開請求は、対象となる行政文書が存在するか否かそのものが、当該特定個人に関する情報を公開することとなり得るものであるため、同項該当性を検討すべきものと考えられる。

このことについて実施機関に確認したところ、本件決定に至る審査の過程においては同項該当性について検討していないとの回答があったため、まず、本件請求において本件対象文書の存否を明らかにしたことの妥当性を検討する。

- (1) 本件請求内容の「令和6年10月16日午前11時19分前後の新潟市中央区上所1丁目における消防への通報」は、上述のとおり、本件刑事事件の被害者宅に関する通報を意味していることが報道内容から明らかである。
- (2) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として定めている。なお、ここでいう個人は、生存する者に限定しておらず、死者をも含むものである。
- (3) 個人に関する情報とは、個人に関連する情報全般を意味するものであり、居宅について消防への通報があったことも当然に個人に関する情報に含まれると解される。仮に本件対象文書の存在を明らかにした上で、その全部又は一部を非公開としたときには、特定の個人宅に係る通報があった事実が明らかになるものであるから、条例第6条第2号本文の非公開情報を公開することに等しい結果を招くこととなるといえる。ただし、同号ただし書に定められた非公開情報から除かれる情報に該当する場合は、この限りではない。
- (4) そこで次に、当該通報があった事実に関する情報について、同号ただし書で非公開情報から除かれる情報に該当するか検討する。同号ただし書イは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報及び慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除くものと定めている。

この規定は、公表を目的とした情報や一般に公にされている情報については、あえて非公開情報として個人の権利利益を保護する必要性に乏しく、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、当然予測できるものであって受忍すべき範囲内にとどまるから、同号の非公開情報から除くこととしたものと解される。

なお、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるものと解される。

- (5) そうすると、上記2で見たとおり、本件刑事事件の被害者の氏名及び被害者宅について消防への通報があったことは、新潟県警察からの報道発表に基づく報道によって本件請求日時点において広く一般への周知に至っていた情報であると認められるため、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。
- (6) 以上のことから、本件対象文書の存在を明らかにすることで特定の個人宅について通報があった事実を公開することとなったとしても、当該事実に関する情報は非公開情報に含まれないため、本件対象文書は条例第6条の3第1項に定める、その存否を明らかにせず公開請求を拒否することのできる文書には該当しない。よって、実施機関が本件対象文書の存否を明らかにした上で、公開非公開の判断を行ったことは、結論において妥当である。

4 本件決定の妥当性について

次に、本件決定の妥当性について検討する。

実施機関は、本件対象文書を令和6年10月16日（水）の救急搬送された「救急活動記録票」と特定し、その一部を条例第6条第2号に基づき、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものとして非公開とした上で公開としたものと主張する。

一方、審査請求人は、実施機関が非公開とした部分が全て個人に関する情報に該当するのかが疑問が残ると主張し、審査請求を行っている。

このことから、実施機関が非公開とした部分に係る同号の非公開情報該当性について検討を行う。

(1) 条例第6条第2号本文該当性について

ア 実施機関は、本件対象文書の一部を非公開とした理由について、一部公開決定通知書及び弁明書においては該当条項及び条文の一部を引用するのみで、非公開とした部分にどのような情報が記されていて、どのような理由から非公開としたのかを明らかにしていない。さらに、当審査会において実施機関に対し、判断理由等を確認したところ、実施機関の内規に示された判断基準を参考とした旨の回答があるのみで、具体的な説明は得られなかった。

イ そこで当審査会において、本件対象文書を見分したところ、救急活動記録票は出動場所毎に作成される形式となっており、非公開とされた部分には出動場所のほか、救急要請に至った経緯や、覚知、指令、出動等の時間経過及び内容、現地の状況、傷病者の有無及びその状態、搬送の有無及びその状況並びに関係した職員の階級及び氏名などが記録されていることが確認できた。

ウ 上記2及び3で確認したとおり、本件請求は、本件刑事事件の被害者という特定の個人を名指しした上で、当該個人宅への通報に関する情報の公開を求めてなされたものであるから、当該個人宅に紐づけて作成された本件対象文書の記載内容のうち、明らかに当該個人と関係のない部分を除いては、その全てが特定の個人に関する情報に該当するといえる。

エ これを踏まえ改めて本件対象文書を見分したところ、当該文書の記載内容については、全て当該個人に関する情報に含まれるものと認められた。

オ よって、本件対象文書に記録された情報（以下「本件個人情報」という。）は、条例第6条第2号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの」に該当することから、同号ただし書に該当する情報を除いては、非公開とすべきである。

(2) 条例第6条第2号ただし書イ該当性について

ア 次に、本件個人情報の条例第6条第2号ただし書イ該当性について検討する。上記3で見たとおり、本件請求日時点において報道により明らかにされていた情報については、広く一般への周知に至っていた情報であると考えられるため、同号ただし書イに該当するものである。

イ 当審査会において、本件個人情報及び当時の報道内容を比較したところ、本件個人情報の中で実施機関が非公開とした部分のうち、少なくとも別表に掲げる部分に記載された情報については、報道によって明らかにされていたと認められるため、これを公開すべきである。

(3) 条例第6条第2号ただし書エ該当性について

ア 条例第6条第2号ただし書エは、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名を、非公開情報から除く情報として定めている。

イ 当審査会において、本件個人情報の中で実施機関が非公開とした部分を見分したところ、同号ただし書エに該当すると認められる情報の記載が認められた。

ウ このうち、当該情報の内容や記載個所を明らかにすることにより、別の非公開とすべき情報を公開してしまうこととなる情報を除き、別表に掲げる部分に記載された情報については、これを公開すべきである。

(4) すでに公開済みの部分の判断について

ア 上述のとおり、本件個人情報のうち、条例第6条第2号ただし書に該当するとして非公開情報から除外する情報を除いては、同号本文に規定する、個人に

関する情報であって特定の個人を識別できる情報に該当するため、非公開とすべきものである。

イ 本件決定により公開済みの情報については、審査請求の対象外のため当審査会において妥当性の検討を行わないものの、明らかに非公開とすべき情報を公開している部分が見受けられる。

ウ このような場合においては、公開とした決定を取り消して改めて非公開とする意義は乏しく、この点において本件決定は、結論として妥当と言わざるを得ない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 付言

最後に、本件請求における実施機関の対応について付言しておく。

当審査会において実施機関に対し、本件決定を行うに当たっての検討の経過を確認したところ、実施機関は、本件請求に係る個別の事情を考慮せず、また、項目ごとに非公開情報該当性について検討を加えることなく、内規によって書類の種別ごとに定めた類型的な判断基準に機械的に当てはめることのみにより、本件決定を行っていることが明らかとなった。

さらに、内規の判断基準そのものも、前記第5において検討したように必ずしも正しく示されていないほか、前提条件によっても大きく適用の是非が変わり得るものであるため、これが類型的に示されていることが、かえって実施機関内部において適切な決定がなされにくい原因となっていることも思料される。

実施機関は、これらのことを踏まえ、改めて条例の解釈及び適用について検討するなど情報公開制度の理解に努め、市民の信頼を損なうことのないよう、法令に基づき適切に対応されたい。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和7年3月14日	実施機関の諮問書を受理
令和8年1月27日	審査会開催（第1回）
令和8年2月20日	審査会開催（第2回）
令和8年3月17日	審査会開催（第3回）
令和8年4月22日	審査会開催（第4回）
令和8年5月18日	審査会開催（第5回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子

別表

本件対象文書の項目名	公開すべき部分	第5の4 記載個所
出勤場所	1行目の1文字目から11文字目まで 2行目のすべて	(2)
指令内容	1行目の1文字目から20文字目まで	(3)
指令内容	2行目の2文字目から10文字目まで	(2)
救急要請の概要	16文字目から27文字目まで	(2)
救急要請の概要	38文字目から47文字目まで	(3)
現場到着時の状況等	1行目のすべて	(3)
現場到着時の状況等	4行目の4文字目から5文字目まで及び2 4文字目から末尾まで	(2)
備考	1行目の15文字目から26文字目まで	(3)

※句読点、括弧等の記号も1文字として数える。